

和歌山県下盲・聾・養護学校における 居住地校交流の実態に関する調査研究

A Survey on Individual Integration of the Pupils of Special Schools in WAKAYAMA

南 成 浩

Shigehiro MINAMI

(和歌山県立紀北養護学校)

山崎 由可里

Yukari YAMAZAKI

(和歌山大学教育学部)

2004年10月15日受理

In this paper, interactive education programs in Wakayama Prefecture is analyzed and evaluated. There are twelve special schools in Wakayama and they have had three types of character.

(1) First, the ratio of the school that executes interactive education in the elementary education is high. On the other hand, the execution rate of each school is wide from 90 percent or more to 10 percent or more.

(2) Secondly, there is presence of the hope of the guardian as a factor of the difficulty exchanging it and the teacher meets and sends off the children additionally because it influences the curriculum of the school.

(3) Thirdly, a certain special school is participating in the event in the public hall. The school's that developed the activity that stuck to the local society existing became clear.

1 はじめに

日本における障害児への公教育保障は、障害の種類や程度に応じて対象者を定め、学校教育法第6章「特殊教育」第71条・第75条による盲・聾・養護学校および「特殊学級」という「特別な場における特別な教育」として整備がすすめられてきた。このことは、子どもの発達段階や障害の特性に応じた施設・設備・教育課程・教材など「特別な教育」を提供する盲・聾・養護学校の教育を充実させる一方で、そのような教育を必要とする児童・生徒の居住地とは必ずしも一致しない居住地校区外の盲・聾・養護学校への就学をすすめることでもあった。

「特別な場における特別な教育」については、1993年度から始まった「通級による指導」により、通常学級に在籍する者でも通級によって特別な教育を受けることが制度化されるなど変化が生じている。また、例えば「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」(2003年12月)では、盲・聾・養護学校在籍の児童・生徒が居住地校に「副籍」を置くなどして地元の学校の「児童・生徒」として行事や授業に参加しやすくする制度を発足させる方向性が示されている。「通級による指導」や「副籍」を置くなどの措置は、特別な教育を必要とする児童・生徒の就学先や学習の場を「特殊教育の場」に限定しない方策であり、今後、「特別支援教育」への移行にともなっていますますます促進されるものと思われる。この点については、通常学校における施設設備の整備や教育課程の改革、教師

や子どもたちの障害理解などを必要不可欠とするものである。換言すれば、通常学校・通常学級において障害のある児童・生徒が障害のない児童・生徒とともに学習する教育的インテグレーションは、通常学校におけるソフト・ハード両面の条件整備なしに「場の統合」のみによってすすめられるもの(ダンピング)ではない、ということである。

教育的インテグレーションについては、すでに1969年の特殊教育総合研究所調査協力者会議による報告「特殊教育の基本的な施策のあり方について」においてその必要性と方向性が示されている。この報告における「I. 特殊教育の改善充実のための基本的な考え方」として提示された5項目のうち、「2. 普通児とともに教育を受ける機会を多くすること」が明記されている。これに関連して、「II. 特殊教育の改善充実のための施策」において通常学校での指導体制の整備について、通常学校に在籍する者への施策として「特定の時間、特別の指導を行うこと(特別指導教室等における学習、専門教員による巡回指導)」が、特殊教育の場在学する者への施策として「特定の時間普通児とともに学習すること」がそれぞれ提案されている。

このような養護学校義務制以前に通常学校における教育的インテグレーションの提起は、1971年の学習指導要領改訂(小学部・中学部の特別活動における交流教育の位置づけ。高等部に関しては1972年の改訂による)以降、盲・聾・養護学校の学習指導要領への位置づけがなされ、1999年の学習指導要領改訂では、小学

校・中学校の学習指導要領にも「交流教育」の位置づけがなされるに至っている。また、「特定の時間、特別の指導を行うこと」については、先述した1993年度からの「通級による指導」によって具体化されてきている。

「交流教育」に関しては、心身障害児理解・認識推進事業の一環としての「心身障害児理解推進校の指定」(1979年度から1996年度)や、社会一般への障害理解・障害児理解も視野に入れた「心身障害児交流活動地域推進研究校の指定」(1984年度から1996年度)、その後、1997年度から交流教育地域推進事業が実施されている。また、特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の第二次報告(1997年)の「Ⅲ. 2. 完全学校週5日制実施に向けた家庭や地域社会との連携」において、「盲・聾・養護学校の幼児児童生徒は、ともすれば地域の同年齢の幼児児童生徒とのつながりが希薄になりがちであることから、十分な配慮と対応が必要である」と指摘されている。

これらで言われる「交流教育」とは、渡部が指摘するように「学校間交流」「地域交流」「居住地校交流」の3つに分類することができる¹⁾。このうち、「居住地校交流」は、居住地とは必ずしも一致しない居住地校区外の盲・聾・養護学校へ就学する個々の児童・生徒が地域社会や地域の同一世代の児童・生徒と学び合う環境を提供するものであり、「副籍」も同様の趣旨をもつものであるといえよう。

「居住地校交流」は、盲・聾・養護学校に在籍する児童・生徒が居住地の人間関係から分断されることなく地域社会の一員として位置付け機会を保障するための活動として重要であり、多様なニーズをもつ子どもたちの教育について、地域社会での生活や育ちの基盤を形成する上でも重要な実践であると思われる。

居住地校交流に関する研究としては、①実態調査研究として、田村による「学校間交流」と「居住地校交流」の実施状況との比較検討を試みた全国実態調査²⁾や、渡部による鳥取県下盲・聾・養護学校における居住地校交流に関する調査研究³⁾、川西による首都圏の特殊教育諸学校および保護者を対象とした、居住地校交流へのニーズに関するアンケート調査⁴⁾などが、②居住地校交流の実践に関する実践報告や問題提起としては、高槻市立高槻養護学校、三木市立三木養護学校、群馬県立榛名養護学校、奈良県立二階堂養護学校などにおける取り組み⁵⁾や、「交流」を考えるネットワーク研究会による研究活動や日本特殊教育学会における自主シンポジウムの開催などがある⁶⁾。

田村の全国調査によって、学校間交流は94.1%の学校で実施され地域を問わずほぼ定着してきていること、居住地校交流は小学部30.6%中学部14.5%と小学部での実施率が高いものの、実施人数でいえば、小学部8.9%中学部3.8%と学校・学部・個人差が大きいこ

と、学校間交流と比較して居住地校交流の教育課程における位置づけが低いこと、などが明らかにされている。しかしながら、この調査は悉皆調査であるため、校種別・都道府県別・地方別の大きな実態は把握されているものの、各都道府県あるいは各学校毎での実態は明らかにされていない。一方、鳥取県下の盲・聾・養護学校を対象とした渡部の調査研究では、各校での居住地校交流の実態を具体的に明らかにし、各校での居住地校交流の取り組みのうち「居住地校交流」から「居住地域交流」へ進展している例に着目し、学校週五日制やノーマライゼーションの実現の一端を担う「地域社会づくり」という新たな展開を迎えつつあることを指摘している。また、各地で取り組まれていた居住地校交流は、田村による全国調査や、1999年度の日本特殊教育学会における自主シンポジウム「『交流教育』の課題と展望」を契機として発足した、「交流」を考えるネットワーク研究会による精力的な活動によって、居住地校交流の現状と課題の整理がすすめられている。

以上のように、「特殊教育の基本的な施策のあり方について(1969年)」以降、各種の調査報告や、特殊教育諸学校の学習指導要領および幼稚園・小学校・中学校・高等学校の学習指導要領において「交流教育」の推進が謳われてきたものの、居住地校交流に関する実態把握や研究は緒に就いたばかりであり、居住地校交流実践の理論化を行うためには、田村の実施したような全国調査の継続や、渡部の鳥取県下に関する調査のような個別具体的な実態調査の積み重ねが不可欠である。

そこで本稿では、田村による全国調査を参考にして、和歌山県下における盲・聾・養護学校における居住地校交流の実態および問題点を具体的に解明することを目的とする。そのために、第一に、居住地校交流の実施の学部数・実施人数・実施の有無や実施していない場合の理由など実施状況に関する事項、第二に、居住地校交流の教育課程への位置づけや「ねらい」「方針」などの明文化の有無、交流回数や内容、相手校との打ち合わせ、送迎の仕方など、居住地校交流の実態に関する事項、第三に、学校教育以外での地域とのかかわりに関する事項について、和歌山県下の盲・聾・養護学校全12校の小学部・中学部を対象とした質問紙および聞き取りによる調査によって明らかにする。

また、「居住地校交流」の概念については、渡部が「交流教育」を学校間交流・地域交流・居住地校交流の3つに区分した上で、「盲・聾・養護学校の幼児・児童・生徒が居住している居住地の幼稚園・保育所、小学校、中学校などと交流すること」⁷⁾と、田村が「一人ひとりの児童・生徒が、自分の自宅を校区に含む公立小・中学校と行う交流教育活動」⁸⁾と定義している。これらふたつの概念に大きな違いはない。ただし、本稿では田村の全国調査を参考に調査項目を設定したこともふま

え、後者の概念として「居住地校交流」を定義する。

なお、本稿は、南と山崎が共同討議の上、調査については南が、「はじめに」「おわりに」の執筆については山崎が、「研究の方法」「結果と考察」の執筆については南が担当した。

2 研究の方法

1. 調査対象

和歌山県の盲・聾・養護学校12校の小学部、中学部。

2. 調査方法

郵送による質問紙調査（小・中学部用各1部。計2部）及び訪問による補完調査

3. 調査期間

2003年8月4日～8月22日（郵送による質問紙調査）

2004年1月15日～2月13日（学校訪問による補完調査）

4. 調査内容

上記の調査をもとにして、本論文では、下記の項目について取り上げている。なお、一部の質問を除き多肢選択とした。

・居住地校交流の実施状況に関する事項

居住地校交流の実施の有無、実施年数、実施人数、実施していない理由など。

・居住地校交流の実態に関する事項

教育課程への位置付け、ねらい、方針や目標等の明文化、実施していない児童生徒の理由、交流回数、交流内容、交流時間、間接交流の有無、「交流教育担当者会」の有無、事前の打ち合わせや事後の反省のもち方、送迎の仕方、相手校からの直接的な働きかけの有無、居住地校交流の課題や問題点、居住地校交流以外での地域への啓発の有無など。

・学校教育以外での地域とのかかわりに関する事項

3 結果と考察

1. 居住地校交流の実施状況

1) 県下全12盲・聾・養護学校の実施状況

和歌山県下盲・聾・養護学校全12校における居住地校交流の実施状況は以下の通りである（なお、内訳や実施人数等については、表2および表3を参照のこと）。

小学部において実施している学校は12校中10校（実施率83.3%）であり2校で未実施、中学部では12校中3校（実施率25%）で実施し、9校が未実施である。

今回の調査によって、小学部と中学部の取り組みの差が明確となった。小学部の実施していない残り2校についても、1校は、中学部では取り組みが行われており、現在個々の児童の事情により取り組まれていな

い状況で、もう1校についても、現在検討中との回答があった。また中学部での実施については、発達段階の開き等の問題で難しいと考えられていたが、実際は県下でも3校で取り組まれていることがわかった。

先述した田村（1997）の全国調査によると、居住地校交流の実施率は、小・中学部それぞれ30.6%、14.5%であった。この7年前の調査と比較してではあるけれども、今回の調査によって和歌山県下の小学部・中学部いずれも高い値を示していることがわかる。また田村の全国調査では、その実施校の約半数（49.3%）が市町村区立の学校であったことを考えると、市町村立の学校が1校もなく県立・国立校のみの和歌山県での実施率の高さがうかがえる。

2) 居住地校交流を実施していない理由

表1. 実施しない理由（複数回答）

	小学部(2)	中学部(9)
保護者の要望がない	1	5
居住地校交流について検討していない	1	1
相手校との調整がうまくいかない	1	
検討はしたが、実施しないという結論に達した		3
現在検討中	1	3

居住地校交流を実施していない理由については、中学部で「保護者からの要望がない」ことが最も多かった。小学部でも2校中1校ある。また、「検討はしたが、実施しないという結論に達した」、「現在検討中」が中学部でそれぞれ3校ずつあった。

前者の「要望がない」については、聞き取り調査によると「特に小学部で居住地校交流を実施していた保護者からは中学部での居住地校交流を希望する声もある（K校）」という学校や「小学部ではほとんど全員に実施しているものの、中学部になったとたんその要望がなくなる（D校）」学校もあった。また本来は、上記のような保護者と同じ要望は持っているものの、具体的な学習課題等で難しい面もあると考えて、保護者が「要望しない」状況である可能性もある。保護者の真意を探るには、アンケート等による意見把握の実施が必要となるであろう。さらに「検討はしたが、実施しないという結論に達した」学部は、小学部にはなかったものの、中学部では3校ある。「現在検討中」と同数であることは、学校側としてもその取り組む姿勢に迷いがあることがうかがえる。聞き取り調査で、「各居住地域へ出向いての校外学習等はイメージできるのだが」という中学部の先生の話が伺えた。課題設定等、交流内容の問題で、中学部での交流自体の難しさを如実に語っている。

3) 実施人数と実施年数等

表2. 小学部の実施人数と実施年数及び教育課程への位置付けの有無、交流の対象、年間の交流回数、交流内容、間接交流の有無

盲・聾・養護学校	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	計
交流児童数	0 / 25名	0 / 5名	5 / 38名	12 / 13名	4 / 14名	16 / 35名	9 / 60名	5 / 46名	9 / 12名	4 / 33名	26 / 30名	4 / 15名	94 / 326名
学部全体中の割合			13.1%	92.3%	28.6%	45.7%	15.0%	10.9%	75.0%	12.1%	86.7%	26.7%	28.8%
実施年数			7年目	20年目	1年目	5年目	4年目	2年目	3年目	13年目	9年目	10年目	
教育課程への位置付けの有無			○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	
交流の対象			学校のみ受け入れてくれる	全員対象だができない家庭有	希望者のみ	希望者のみ	討中 現在全員対象を検	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ	
年間の交流回数			2~5回	ほぼ3回	2~3回	2~5回	1~3回	3回	2~4回	1~3回	1~2回	2~4回	
交流内容	行事		3	13	2	5	0	不明	9	4	0	1	
	教科		2	10	0	11	1	不明	0	2	15	4	
	その他		0	0	2	10	8	0	0	0	15	1	
間接交流の有無			×	○	×	○	○	×	×	×	○	×	
居住地校から家庭に対する直接的な働きかけ			○	して	して	○	○	○	○	○	○	○	
			4名	いない	いない	不明	5名	不明	9名	2名	不明	2名	

表3. 中学部の実施人数と実施年数及び教育課程への位置付けの有無、交流の対象、年間の交流回数、交流内容、間接交流の有無

盲・聾・養護学校	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	計
交流生徒数	0 / 21名	2 / 6名	1 / 6名	0 / 7名	0 / 17名	0 / 32名	0 / 39名	0 / 43名	0 / 6名	0 / 18名	0 / 20名	4 / 7名	7 / 232名
学部全体中の割合		33.3%	6.3%									57.1%	3.1%
実施年数		不明	10年目									10年目	
教育課程への位置付けの有無		○	×									×	
交流の対象		必要に応じて	希望者のみ									希望者のみ	
年間の交流回数		年数回	学期に1~2回									月1回	
交流内容	行事	0	1									4	
	教科	1	0									4	
	その他	0	0									0	
間接交流の有無		○	×									×	
居住地校から家庭に対する直接的な働きかけ		○	○									○	
		1名	1名									4名	

居住地校交流の実施年数については、1年目から20年目と開きがある。一方、実施人数率は、実施年数とは特に相関関係はなく、個々の学校のペースや実態に即して行われているのが実状のようである。また、学校により学部全体の人数にも開きがあり、単に実施人数率だけを比較するのではなく、県下全12校の在籍者に対する実施人数率をふまえ、学部内・県内でどれだけの児童に対して取り組んでいるかという見方が必要

である。居住地校交流を実施する上では、交流する児童・生徒数がポイントとなる。希望児童数が増加するとその分相手校も増えることになるため、取り組みもよりいっそう多様になり、養護学校側の負担が大きくなることが予測できる。

今回の調査で、実施人数が26名と最も多く、相手校の数でも18校というK校は、深刻な問題点として「個人交流の実施時期が集中し、本校・相手校のそれぞれ

の教育活動にできるだけ支障をきたさないようにするには、これ以上の居住地校交流実施には無理がある」と回答している。このような指摘は、居住地校交流をすすめる上での教育条件整備のあり方や1校あたりの交流人数のマックスを考える上で示唆を与えるものである。

2. 居住地校交流の実態

1) 居住地校への送迎

居住地校交流への送迎については、小学部・中学部とも「保護者が行う」と回答している。ただし、その内小学部の4校では、家庭状況を考慮し場合によっては教師による送迎やスクールバスの使用もなされている。また、中学部では「その他」で、年度当初は担任が送迎を行い、その後は保護者同伴及び生徒の単独通学をしているところもある（L校）。

2) 教育課程への位置付け・ねらい・方針

居住地校交流の教育課程への位置付けについては、小学部では10校中8校が特別活動や総合的な学習の時間に含めて位置付け2校が教育課程に位置づけておらず、中学部では3校中1校が特別活動や教科指導に位置付け2校が位置付けていないことが明らかとなった。

教育課程への居住地校交流の位置付けについて、前出の田村による全国調査（1997年）と比較すると、全国調査の小・中学部の割合がそれぞれ44.5%、60.0%であるのに対し、80.0%、33.3%であり、とりわけ小学部で高い値を示している。

居住地校交流を教育課程に位置付けるためには、一定の手続きが必要であり、教育課程に位置付くことによって居住地校交流が計画的に実施されることになる。その点をふまえると、居住地校交流が教育課程への位置付けがなされているか否かは重要な意味がある。しかしながら、表2にあるように、教育課程に居住地校交流が位置付いているにも関わらず、全員に実施できていない現状もある。逆にK校では、教育課程に居住地校交流が位置付けられていないにもかかわらず、実際の取り組みでは県内で最も多くの交流活動をこなし、実践の積み上げについても毎年まとめの冊子が発行されている。このように、教育課程への位置付

表4. 居住地校交流のねらいとして最も重要と考えられているもの(複数回答可)

	小学部	中学部
①児童生徒の経験を広げる	2	0
②児童生徒の社会性や適応力を高める	2	0
③交流相手校の児童生徒との好ましい人間関係を育成する	1	0
④地域での生活や生活基盤作りを援助する	8	3
⑤その他 (コミュニケーションの向上、障害認識)	1	0

けの有無がそのまま居住地校交流の実施状況に影響するものではないことが明らかとなった。

小学部では8割、中学部では実施校全部が「地域での生活や生活基盤作りを援助する」を居住地校交流の最も重要なねらいと回答している。

この設問においては、居住地校交流のねらいとして何を最優先させるかが焦点である。居住地校交流のもつ「地域」という特別な意味合いを意識している学校がほとんどであるのに対し、「児童生徒の経験を広げる」や「児童生徒の社会性や適応力を高める」の方に焦点を当てている学校もあり、居住地校交流の目的が県内で周知徹底できていない状況が明らかとなった。この部分は、取り組みの核心の部分でもある。学部や学校全体の考えであるのか、個人的な考えであるのかによって、その取り組みの姿勢が変わってくるため、県全体で居住地校交流の意義を捉え直す必要があると思われる。

次に、居住地校交流の方針や目標などが明文化されているか否かについては、「明文化されている」が小学部で9校、中学部で1校であり、「明文化されていない」が小学部で1校、中学部で2校あった。

居住地校交流の方針や目標の明文化は、教育課程への位置付けと比べて小学部でさらに多く10校中9校、中学部では前項と同じく1校であった。

「教育課程への位置付け」と同じく、「居住地校交流の方針や目標の明文化」についても明文化されるだけにとどまらず、文面の更新も含め、年度ごとに、学校あるいは学部全体で確認されていることが必要であり、全員の共通認識のもとに取り組まれることが重要である。

3) 居住地校交流の対象と全員実施できない理由

この設問では、結果的に表2のように「希望者のみ対象」が小・中学部それぞれ60.0%、66.6%という結果が出た。また、全員実施を検討中の学校も含め、全員実施を視野に入れている学校が「全員対象だができていない家庭有」と合せて3校であった。

この設問の結果を見る限りにおいては、現実問題として全員対象は難しいので、希望者のみを対象として

表5. 居住地校交流を実施できない理由(複数回答可)

	小学部	中学部
①居住地校交流を希望していない保護者がいるため	9	2
②居住地校が受け入れを望まない、または受け入れ態勢が整っていないため	3	0
③寄宿舎・施設・病院からの登校のため	0	2
④保護者全員の希望をまだ聞いていないため(希望者のみ)	2	0
⑤全員実施では自校の教育課程運営に支障が出るため	4	0
⑥低学年で学校にまだ慣れていないため	3	0
⑦障害が重度や重複であるため	3	1
⑧その他(本人が希望しない)	0	1

いるところが多いことがわかる。しかし、保護者や本人が拒否する場合を除いて、教育課程へ位置付けられている以上、「希望者のみ」に甘んじている訳にはいかず、当然全員実施を視野に入れて検討されなければならない。個々の児童生徒に対する必要性も含めてさらに検討される必要があると思われる。

居住地校交流を全員に実施できない理由としては、「居住地校交流を希望していない保護者がいるため」がもっとも多く、小学部で9割の学校が回答している。例えば、2003年度にG校で実施された『居住地校交流に関する調査』では、「兄弟の問題があるので」、「障害が重く、交流が難しいのでは」、「まだ低学年なので」等の理由で、居住地校交流に消極的な保護者の声も多く聞かれた。しかし反面、期待の声も大きく、「今すぐ始めてほしい」という声があるのも事実である。

「障害児者差別の克服」や「児童生徒の地域生活を創造すること」を基本方針として取り組んできた経緯のある、大阪府高槻市の高槻市立養護学校では、居住地校交流に対する教員の問題意識も高く、養護学校の義務制以前の1973年からもうすでにその取り組みがなされていた。そのような地域においては、養護学校の教員および保護者だけでなく相手校の教員との居住地校交流に関するコンセンサスが形成されており、毎水曜日の教育課程を居住地校交流とするに至っている。今後、和歌山県においても、保護者や小中学校教員などに対する居住地校交流を推進するための啓発的な活動が求められよう。

その他、10校中4校が「全員実施では自校の教育課程運営に支障が出るため」と回答している。このことにより、「自校の教育課程運営に支障を来さないこと」が居住地校交流を積極的に進めようとする際のポイントであることが浮き彫りになった。この点に関して、聞き取り調査では、ほとんどの学校で「個人交流ゆえの付添い教師の問題」が話題にのぼり、「これ以上人数や回数が増えると、自校の教育課程が成り立っていかない」との意見が聞かれた。保護者のニーズや子どもたちの将来のために悪戦苦闘している現場を力付けるため、その対策として人的配置以外の教育行政のサポートの在り方等、何らかの措置が講じられることが急務である。

4) 交流回数及び内容

表2および表3のように交流回数については、回数にある程度の開きはあるものの、年間1～5回の間で行われている。特別な例として、「月に1回」の学校(L校)もあるものの、この場合は「教師の付添い」はないという。実際の人数で見ると、年間1回が11名、2回が40名、3回が同じく40名、4回が1名、5回が1名、3～5回が2名という結果となっている。学期にすると1回程度のところが多いようである。

このように実施回数だけ見ると、各校で大差はない。

しかしながら、ここに実施児童生徒数が加わると事情は異なる。

「居住地校交流を全員に実施できない理由」において、「全員実施では自校の教育課程運営に支障が出るため」とあったように、多い学校では年間最大46回も児童が入れ代わり交流に出て行くこととなり、その分教師の引率も必要となる。それゆえ自校の教育課程に支障が出ることも十分考えられる。

さらに内容については、行事・教科・その他のそれぞれ、小学部で37件・45件・36件、中学部で5件・5件・0件となっており、個人交流という特性を活かし、個々の発達段階に応じて教科等にも参加している例が多いことがわかる。また、まる1日居住地校で過ごす1日交流も、小学部で半数の5校、中学部では実施校全部の3校で行われており、休憩時間や給食等も含めた多様な交流が行われていることが明らかとなった。

しかしながら、このように多様な取り組みが可能になり子どもたちのニーズに答えやすくなった反面、その取り組みに対する準備や打ち合わせ等に費やす時間も多くなっていくものと考えられる。後述の「居住地校交流実施上の深刻な問題」で、「打ち合わせや反省の時間が十分とれない」の回答が多かったのも、こういった綿密な打ち合わせの必要性を認識しているものの、思うように時間がとれない現状を現わしているものと思われる。

5) 間接交流の実施

間接交流に関しては、「実施している」が小学部で10校中4校、中学部で3校中1校であった。その内容については、5校全校で「手紙(メール)の交換」が行われていた。他に「学級通信等の交換」や「児童紹介ビデオ」等もあった。このような手紙やビデオなどを用いた間接的な交流は、学期に1～2回あるいは年間数回しか実施できない交流の空白時間をうめるとりくみとして有効であろう。

6) 校区の小中学校に呼びかけての「交流教育担当者会」の実施

校区内の小学校・中学校に呼びかけての「交流教育担当者会」の実施状況については、「実施している」のは小学部1校(K校)のみであり、他の9校および中学部3校すべてが実施していないことが判明した。

交流教育担当者会を実施しているK校での取り組みは、校区内における居住地校交流の実施校のみを対象とした担当者会ではあるものの、全体会終了後、各学校の担当者と該当児の担任がそれぞれ年間の打ち合わせ等を行ない、少ない機会を有効に活かし効率の向上を図っていることが明らかになった。

居住地校交流の先進校である、兵庫県の三木市立三木養護学校⁹⁾では、居住地校交流を行なっている小中学校をはじめ、校区のすべての小中学校交流教育担当者や保護者、関係諸機関に呼びかけ、交流のあり方や交

流授業の実際についての情報交換、情報提供を行うことを目的とした「交流教育担当者会」を行っている。三木養護学校は、市立校で、小・中学校と同じ教育委員会の管轄ということもあり、このような取り組みは比較的容易であると推察される。今後、市や県の教育行政が障害のある子どもたちの生活空間として「居住地」を十分に意識し、小・中学校と盲・聾・養護学校との連携をよりいっそう推し進めることが課題である。

7) 個々の交流の打ち合わせ・反省のもち方

個々の交流の打ち合わせについては、「毎回電話で」という学校は無く、「毎回会って」が小学部で4校(C, D, H, L校) 中学部で1校(B校)、「年度当初だけ会ってあとは電話で」が小学部で4校(E, F, G, K校)、中学部で2校(C, L校)であった。その他に、「会う、電話、FAXなど必要に応じて(J校)」「学期の始めに全員による打ち合わせ及び学年ごとに学期の計画を立てる。その後電話で細かな調整(I校)」という回答があった。

交流に関する相手校との打ち合わせは、居住地校交流を円滑に進める上で重要なものである。今回の調査によって、各学校で限られた時間の中、電話だけで済ませるのではなく、直接面談して話し合うことを重視している学校が多いことが明らかになった。「年度当初だけ会って…」の学校の中にも必要があればその都度会うということもあり、時間の確保が難しい中、取り組みに対する積極的な姿勢がうかがえる。

個々の交流の反省については、「毎回電話で」が小学部で1校(F校)、「毎回会って」が小学部で4校(C, D, H, L校)、中学部で2校(B, L校)であった。その他としては、小学部では、「一回目は会って、あとは手紙で(E校)」「その都度終了後に話す程度(G校)」「毎学期始めの打ち合わせで終了した交流について反省と課題を設定している。また、年度末にはすべての反省をしている(I校)」「文書または電話(J校)」「毎回終了後報告書(反省も含む)を書いて貰い、特に必要な場合は年度末に会をもつこともある(K校)」、中学部では「都合のつく時間帯を利用して担当者が交流校へ行き、交流しながら話をする(C校)」との回答があった。

交流の度毎に直接面談できない学校では、交流終了後に少し時間をとって反省したり、打ち合わせと反省をセットにしていたり、文書で残したりと、双方の時間を調整する工夫をしている。これらは時間の有効利用という点で、参考にするべきである。

8) 居住地校からの家庭に対する直接的な働きかけ

表2・表3のように、校区の学校での行事への呼びかけや案内など、居住地校からの家庭に対する働きかけについては、小学部で8校、中学部では3校すべてが「ある」と回答している。小学部の残り2校につい

ては、「把握できていない」と回答している。

居住地校交流は、児童・生徒本人にとって教育的な意義のある取り組みであると同時に、保護者にとっても地域の学校や地域とのつながりをもつための重要な取り組みである。交流を通して得たつながりを積極的に広げていくためにも、居住地校から保護者への直接的な働きかけは、重要な意味をもつ。把握できていない学校を除くとすべての学校で働きかけがあることがわかり、その効果だけでも居住地校交流の意味があると考えられる。しかし、今後はその働きかけの内容についても、保護者のニーズに合わせて盲・聾・養護学校から積極的に助言等をしていくことが必要となってくるであろう。

3. 居住地校交流実施上の課題や問題点

1) 居住地校交流実施上の課題や問題点

表6. 居住地校交流実施上の深刻な課題、問題点(3つずつ)

	小学部	中学部
①送迎	1	1
②教師の付き添い	3	2
③交流に行く児童生徒の教育課程(課題の設定等)	3	0
④学校に残る児童生徒の教育課程(課題の設定等)	0	0
⑤居住地校交流に対する自校教職員の理解	0	0
⑥全員が実施できない(様々な理由で)	4	1
⑦交流の回数が少ない	2	2
⑧交流の回数が多い	0	0
⑨打ち合わせや反省の時間が十分とれない	4	1
⑩交流相手校の施設・設備が十分ではない	1	0
⑪交流相手校の障害児に対する理解	3	0
⑫居住地校交流と自校教育課程とのバランス	4	1
⑬今後の交流の進め方や将来像	4	1
⑭その他	0	0

この設問の回答結果を見る限り、各校に共通する課題・問題点を明らかにすることはできなかった。しかし、居住地校交流が個人交流であり、交流校が何校にも跨がることで、課題や問題が多様化していると考えられる。この点については、田村(1997)の全国調査においても同じような結果が出ていた。

しかし、全体的に見る限り、和歌山県でも「全員が実施できない」ことに対する矛盾を感じながら取り組んでいる姿や、「打ち合わせや反省の時間が十分とれない」こと、「居住地校交流と自校教育課程とのバランス」の問題、「今後の交流の進め方や将来像」の問題で、居住地校交流の大切さは認識しているものの、思うように取り組みが進められていない現状が浮き彫りにされている。具体的には、以下の4点が指摘できる。

まず第1に、付き添いの問題とも関わって、「自校の教育課程の問題」がある。具体的には、現状の養護学校の小・中学部では、現行の教員は自校での授業実施を前提に配置されているため、居住地校交流する子ども一人に教師も一人付き添うと、自校に残った教師に

負担をかけることになるということである。しかし、実際は、それを承知で学部内で創意工夫して居住地校交流に取り組んでいるという実態がある。それゆえ、各校とも個々の児童生徒を対象にした居住地校交流に消極的にならざるを得ないと考えられる。

第2に、「全員実施の問題」である。「全員実施は困難」であるものの、教育課程への位置付けとの関係で、対応に苦慮している状況がうかがえる。和歌山県では特に、校区の広さ等も影響し、その問題がさらに深刻化していると思われる。

第3に、「打ち合わせや反省の時間が十分とれない」問題である。この問題については、メールや電話等様々な工夫がなされているものの、時間の調整が難しいことやじっくり話し合う時間が確保できない等、中身を充実させたいという積極的な課題意識があると考えられる。

そして第4に、「今後の交流の進め方や将来像」についての問題である。今回のアンケートではこの件について、「高学年になった時の交流内容の問題」や「中学部・高等部以降の地域との関係」を不安に思っているとの内容の回答が多かった。長い歴史のある学校間交流に比べ、まだ十分な実践例の少ない居住地校交流で、試行錯誤しながら取り組みを進めている状況がよくわかる。他校との実践や悩みの交流、先進校の様子等情報交換する機会が今後必要となってくる。

2) 居住地校交流に関する自由記述

担当教師に対する設問「居住地校交流について日頃感じていること」に関する自由記述は、以下の4点に大分される。

①実践面での課題

・児童の障害により、交流が情緒の不安定を招き、必ずしもプラスになるとは言い難い。(C校)

・居住地校交流は地域での障害者理解や地域での子ども同志、さらに保護者とのつながりを生む上で、ノーマライゼーションをすすめる上で、必要であると考えられるが、学年が進行するにつれ、居住地校交流や地域とのつながりが困難になる傾向があると思う。それが大問題であり、特に中・高等部における各地域とのつながりや地域での活動(例えば各地域へ出向いての校外学習等)が必要と考える。(F校)

・授業に入って交流していける児童に対する教材の準備が課題。(教科書、プリント等)(L校)

②協力・理解での課題

・相手校の障害児教育に対する理解が乏しいところが見られ、交流をしても、本校児童をお客さん扱いされることが多く、一緒に活動することが難しいところがある。(D校)

・本校として居住地校交流を目的に沿って実施しているが、交流相手校の受け入れに対しての戸惑いと保護者の理解(目的を正しく理解していただく)が一部ズ

レがあったりして、今後の課題となっている。(I校)

・おおむね年ごとに理解ある対応がなされてきているように思われる。(L校)

③地域の問題

・休日に校外、地域で出会った時「知っている」という段階から一步踏み込んだかわりが広がればいいなあと思う。(E校)

・地域で生活し、働くことをめざしていく上で、居住地校交流は必要な活動であると思います。また、大きな災害時にも校区の人たちによく知ってもらってれば何かと都合がいいと思います。長期休業中もできれば居住地での行事に参加できる方向をめざしていくことが大切であると考えています。そう思いながらも実際にはまだまだ全居住地校へは進んでいません。少しずつ輪が広がればと願っています。(J校)

・地域の中で「同じ仲間」として生活していく中で大切なことだと思う。交流の時間だけでなく、そのことによって自主的に積極的に地域行事等に参加できる基盤作りになればと思っている。(K校)

・地域での子どもたちの活動範囲が広がることを第一の目的としている。しかし、視覚に障害があるためか、放課後や短期・長期休業中に居住地の子どもたちと遊んだり、何かの交流をしていることがあまりないのが残念である。(L校)

④その他

・実施してどのくらいの恩恵があるのか、すぐ結果があらわれるのではないと思うが、今後何年後かに成果が出てくるのか。今、実施しておく必要があると思う。(E校)

・治療入院が原則のため基本的には難しい。(B校)

・本校生徒の考えの中に、地域の子とも遊びたいと思う要求がないのかもしれない。(L校)

まず①については、実践面での課題の開きが問題視されている。前項目でも、「交流に行く児童生徒の教育課程」を深刻な問題として挙げている学校が3校あったように、学年が高くなるにつれ、その課題の開きも大きくなる状況がここでは明らかにされている。また、障害の程度や種別により、その取り組み方や交流内容も検討する必要が出てくるのが十分考えられる。その点についても、取り組み方が多様であるがゆえに、学部等で十分議論されることが望まれる。②については、啓発の問題である。居住地校交流では、取り組み年数が浅いこと、個人交流のため相手校の学校全体での押さえがきちんとできているかどうかの問題等が影響していると考えられる。また、盲・聾・養護学校側にも居住地校交流の目的の中に、啓発が意図されていないことも考えられる。相手校の子どもたちの課題にまで手がまわらない状況は、これまで見てきた自校での課題の多さから容易に想像できることではある。しかし、「理解が乏しい」や「相手校の受け入れに対して

の戸惑いと保護者の理解が一部ズレている」ことが現実問題として感じられている以上、啓発の問題は、感じているの方がその方策を考えていかない限り解決に至らないと思われる。厳しい状況ではあるが、前述の三木養護学校のように啓発の仕方についてのグループ研究等が必要となってくるであろう。

③については、直接的には交流の問題ではなく、交流の成果としての地域での関わり方への期待が多く挙げられていた。現時点では、居住地校交流の延長線でしか地域を捉えられず、その効果の広がりを期待することしかできない。しかし、地域に生活基盤を作る目的のためには、将来的に一步踏み込んだ地域との直接的な関わりが必要になってくるであろう。

④については、学校の実情と生徒本人の気持ちの問題、交流の評価の仕方についての疑問が挙げられている。以上は、回答者の個人的な見解ではあるが、直接肌で感じている担当者の意見として貴重なものである。その意見を各学校で埋もれさせることなく、全体のものとし、議論を深めていくことが望まれる。

4. 地域へのかかわり

1) 居住地校交流以外での地域への啓発

表7. 啓発活動の内容

	小学部	中学部
①講話	1	0
②道徳、総合学習等の出張授業	3	1
③地域の公民館文化祭参加	3	0
④その他 ・夏祭りへの参加 ・相手校へ出向いての事前学習 ・研修相談会、現職研修会等	3	0

講話や研修会への参加等は、以前からも啓発活動として取り組まれてきた内容であり、出張授業のような取り組みも、啓発及びそのニーズから今後も重要な取り組みとなる。また地域に直接関わる分野の取り組みは、学校内でも「社会教育に関わる部分は学校が関わることはない」との慎重論もあり、それほど積極的に進められてこなかった経緯がある。しかしG校のように、地域の公民館文化祭に学校から積極的に作品参加する等、地域へ一步踏み出した取り組みも始められている。

2) 課業日以外での居住地とのかかわり

課業日以外での居住地とのかかわりについては、以下のような取り組みがなされていることが明らかになった。なお、回答はすべて小学部である。

「プール開放への参加」が8校(D.E.F.G.H.I.K.L校)、「ラジオ体操への参加」が5校(E.G.H.I.K校)、「子ども会への参加」が3校(C.J.K校)である。その他に「夏祭り」「夏休みの工作教室」とい

う回答があった。

ほとんどの学校で、地域の学校のプール開放に参加できている。夏休み中は特に、障害児の行き場所に困っている保護者にとって、地域の小学校でのプール開放は、交流できる場であると同時に、安心できる場所の1つになっているようである。また、ラジオ体操や子ども会への参加も見られる。

しかし、中学部になるとプール等夏休みの行事が減ることで、地域とのかかわりがなくなってしまうことはマイナス要因で、何らかの対応が必要である。

4 おわりに

以上をふまえ、和歌山県下の盲・聾・養護学校における居住地校交流の実態と問題点については、以下の事柄が明らかとなった。

第1に、居住地校交流実施状況については、①小学部が12校中10校(83.3%)、中学部が12校中3校(25%)と、田村の調査結果(小学部30.6%、中学部14.5%)と比較して高い割合となっており、とりわけ小学部での実施率が高いこと。田村の調査は1997年のものであるため、新たな全国調査を実施し比較検討する必要があるものの、特に田村の調査における小学部の実施校の半数(49.3%)が小学校・中学校と所管が同じである市町村立の特殊教育諸学校であったことをふまえると、すべて県立・国立校である和歌山県の実施率の高さが田村の調査で全国的にみても高い実施率であると推察される。②しかしながら、学部全体の児童・生徒数について居住地校交流実施の人数を加味してとらえると、多いところで学部全体の9割以上、少ない学部で1割強という格差がみられたこと。居住地校交流している児童・生徒数は、学校・学部によって格差があることが明らかとなった。

第2に、居住地校交流の実態については、①居住地校交流の際に不可欠な「送迎」については、「保護者が相手校までの送迎を実施する」ことが基本とされながらも、小学部10校のうち4校では、教師による送迎やスクールバスの利用など、柔軟な対応を行っていること。②教育課程への明文化などについては、小学部10校中8校が位置付けているなど、居住地校交流が組織的・計画的に行われる基盤が形成されていること。しかしながら、先述したように、教育課程への位置付けがなされている学部間における実施率に格差がみられること、あるいは居住地校交流の実施率がもっとも高いK校では教育課程に居住地校交流が位置付けられていないなど、教育課程への位置付けが必ずしも居住地校交流の量的な実施に結びつくわけではないことが判明した。③「居住地校交流を実施しない理由」として、特に中学部では「保護者の要望がない(複数回答、9校中5校)」こと、および「自校の教育課程へ支障をきたす」ことがあげられていること。この点について、

「居住地校交流実施上における課題や問題点」に関する担当教員による自由記述では、居住地校交流への児童・生徒の参加やこれへの教師の付き添いによって自校の教育課程の実施に支障をきたす、という点があげられている。家庭の要望の有無や自校における教育課程の実施への影響などを調整することが居住地校交流の推進のために必要である。④交流の内容については、小学部・中学部のどちらでも「行事」や「教科」が主であり、給食や休み時間なども含めて多様な交流が実施されていること。⑤多様な居住地校交流へのニーズに応えるために、相手校の担当教員との事前打ち合わせ・反省などを行うための工夫が看取されること。例えば毎回の交流の度に面談して話し合う、あるいは電話やメールを活用する、反省と次回の打ち合わせとをセットして実施するなどである。

第3に、学校以外での地域との関わりについては、以下の二点が確認された。①通常学校および地域社会への啓発的な活動としての、通常学校への現職研修や道徳および「総合的な学習」などでの出張授業や公民館文化祭への参加、相手校へ向うの事前学習の実施など。これらの活動は障害児理解に関わるものであり、居住地校交流の円滑な遂行だけでなく、鳥取県で見られるような「居住地校交流」から「居住地域交流」へと進展¹⁰を見据える上でも重要であろう。②居住地校交流以外での居住地校や居住地域との関わりでは、長期休業中のプール利用、子ども会や夏祭り・工作教室への参加などが行われていること。地域校交流を契機として、地域校や地域社会との交友関係が広がることが期待されよう（ただし、この点については、夏期長期休業中の障害児学童保育の実施により、変化が生じてくる可能性がある）。

以上のことを踏まえ、和歌山の居住地校交流の今後を考える上で、以下の点が指摘できる。

第1に、県下の居住地校交流は、最初の転換期に差しかかっているということである。小学部の実施率83.3%、その中で教育課程への位置付けがされている学校が、80%という数字を見ても、全国的にも高い実施率であり、居住地校交流の認知度はかなり高くなっていると考えられる。しかし、聞き取り調査でも明らかになったように、保護者全員のニーズを把握している学校や、全員実施に向け、積極的に話し合われている学校は少なかった。問題は、「これ以上の実施では、自校の教育課程が成り立たない」という学校や、実践を積み上げるところか「現状で精一杯」で交流活動をこなしていくのがやっとという学校が多いという現状である。特に、今までの流れを踏襲するだけの取り組みでなく、より充実させていくための対策として、再度居住地校交流の目的やねらいを確認することで、教育課程全体の中での居住地校交流の位置付けを行う時期にきているといえよう。

第2に、今後教育行政の積極的なかわりと共に、各学校のネットワークや協力の下、その声を外に向けて発信していく必要がある。和歌山県でも居住地校交流の取り組みが始められて20年という学校がある。また、30名中26名に実施している学校もある。しかし聞き取り調査では、各校とも居住地校交流の実施件数が増えていくことに対し、「居住地校交流の必要性を感じ、取り組んでいるが、これ以上の実施は自校の教育課程に支障が出てくる」との不安の声が多い。個々の学校の工夫や努力には限界があり、自校のみにこだわり過ぎることで、自校の教育課程だけでなく教師の勤務実態にまでそのしわ寄せが及びかねない現実がある。居住地校交流の目的を十分話し合うことで、その取り組む姿勢を確認し、合理的に居住地校交流をすすめる方法について、県下の盲・聾・養護学校全体の課題として考えるシステムの構築が急務であろう。

第3に、各居住地校及び居住地域との積極的な関わりが必要であるということである。居住地校交流の取り組みは、その目的においては、「地域と関わっていない状況」を何とかしようという取り組みであり、「地域に住む一人の子ども」のための取り組みである。その意味において、地域の小・中学校と対等・共通の課題である児童・生徒の在籍校が県立校であるから、市町村立校であるからに関係なく、対等な立場で「地域であたりまえに暮らせる」ことについてその対策を講じる必要がある。

以上、述べてきたような現状の改善教育行政に期待されると同時に、盲・聾・養護学校も、より地域を意識した障害児教育のセンター的役割を果たすために、「一人一人のニーズに応じた」積極的に主体的な取り組みの充実を目指さなければならない時期にきている。

今後の課題としては、「特別支援教育」の進展も念頭に置き、小学校・中学校サイドからの居住地校交流の検討を行う必要がある。居住地校交流を実施している通常学校における成果と問題点を明らかにすることによって、今後、「副籍」などによる障害児の通常学校での学習活動実施を単なる「ダンピング」にしない条件整備のあり方が導かれると思われる。この点の検討については他日を期したい。

謝辞

本調査に際しご協力いただいた、和歌山県下の盲・聾・養護学校の先生方を始め、貴重な資料やアドバイスをいただいた高槻市立高槻養護学校の田村真一先生に感謝申し上げます。

1 渡部昭男「鳥取県における『交流』教育の展開」『鳥取大学教育学部教育実践センター研究年報』第3号、1994年、pp.49-63を参照のこと。

- 2 田村真一「居住地校交流に関する調査研究」『SNEジャーナル』第4号、1999年、pp.96-111。
- 3 前掲1. 渡部、および渡部昭男・山本智子「盲・聾・養護学校在籍児童・生徒に係る居住地校交流」『鳥取大学教育地域科学部紀要 教育・人文科学』第3号第1巻、2001年、pp.25-50など。
- 4 川西邦子「首都圏における障害児の居住地校交流の実態とニーズ—保護者と特殊諸学校への質問紙調査を通じて—」『東京学芸大学紀要 第1部門教育科学』第55号、2004年、pp.203-220。
- 5 田村真一「今居住地校交流を考える—完全学校学校五日制を前にして—」『高槻市人権教育推進協議会2001年度冬季研究集会発表資料』、2002年、田村「居住地校交流の意義と今後の課題」『福井県立清水養護学校2001年度交流教育研究会資料』、2002年、田村「居住地校交流の新たな地平を拓く」『高槻市障害児教育研究大会交流研究分科会資料』、2003年、小野圭三「居住地校交流の素地づくりに関する研究」『群馬県総合研究センター特別研修員レポート』、2003年、二階堂養護学校の実践例や保護者の意見などについては、2001年7月発行の「地域に根ざした教育とは」を特集した日本アビリティーズ協会『養護学校の教育と展望』第122号などを参照のこと。
- 6 「交流」を考えるネットワーク研究会や日本特殊教育学会における交流教育・居住地校交流に関する自主シンポジウムの具体的な内容については、<http://www002.upp.so-net.ne.jp/kouryu/shiryousyu.htm#houkoku>を参照のこと。
- 7 前掲1、p.54。
- 8 前掲2、p.97。
- 9 三木市立三木養護学校（2001）：『地域へ開く交流教育の展開』研究集録No.21を参照。
- 10 前掲3の渡部昭男・山本智子「盲・聾・養護学校在籍児童・生徒に係る居住地校交流」を参照。